

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、
 特にご注意いただきたい事項を記載しています。
 ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

商品の仕組み	この商品は費用・利益保険普通保険約款に業務妨害等対応費用保険特約条項および各種特約をセットしたものです。
保険契約者	一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会 (以下、フリーランス協会)
加入対象者	フリーランス協会に所属する一般会員 ただし、医療施設において業務を行う方々は除きます。
被保険者 (補償対象者)	フリーランス協会一般会員で報酬トラブル弁護士費用保険『フリーガル』の 加入者本人および加入者本人が代表を務める法人をいいます。
補償対象期間	報酬トラブル弁護士費用保険『フリーガル』に申込みを行った月の翌月15日 午後4時から1年間
申込締切日	毎月末日締切
自己負担額 (免責金額)	なし
縮小てん補	なし
中途脱退	この保険から脱退(解約)される場合は、フリーランス協会までご連絡ください。 なお、脱退(解約)については、保険責任期間の満了をもって脱退となります。
満期返れい金 解約返れい金	この保険には、被保険者への満期返れい金・解約返れい金はありません。
支払限度額 (保険金額)	下表のとおり
年間保険料	下表のとおり

【各プランの補償内容】

	プラン①	プラン②	プラン③
支払限度額 (保険金額)	50万円	120万円	200万円
年間保険料	5,000円	10,000円	15,000円

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>保険金を支払う損害は、被保険者が業務妨害を被った場合に、その業務妨害を解決するために、弁護士費用を被保険者が負担することによって生じた損害を保険金として支払います。ただし、被保険者が業務妨害行為を被り、解決が困難なものであるとして、被保険者がコンシェルに支援を要請し損保ジャパン日本興亜が承認した場合にかぎり保険金を支払います。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>弁護士費用 被保険者が被った業務妨害行為について、弁護士に委任することによって発生する相談料、着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および偶然な事故に対応するために要した実費で、必要かつ有益な費用をいいます。なお、顧問料および日当は含みません。</p> </div>	<p>次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①この保険契約の保険責任期間が初年度責任期間である場合において、保険責任期間の開始時より前に被保険者が業務妨害行為を被った場合、または被るおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合 ②この保険契約の保険責任期間が初年度責任期間である場合において、保険責任期間の開始時から30日間を経過する日までに生じた業務妨害。ただし、保険責任期間の開始時以降に締結した契約に関するものは除きます。 ③この保険契約の保険責任期間が継続責任期間である場合において、初年度責任期間の開始時より前に被保険者が業務妨害行為を被った場合、または被るおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合 ④被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ⑤医療行為によって生じた損害。ただし、被保険者の要請によってなされた、当該施設における往診等の医療行為によるものは除きます。 ⑥所定の資格を有しない者が遂行した業務によって生じた損害 ⑦契約により、業務の内容、対価および対価の支払期日を確認できない場合 ⑧日本国外に所在する法人および個人による業務妨害行為 <p style="text-align: right;">など</p>

用語のご説明

用語	用語の定義
【業務】	被保険者が業務上締結する雇用契約以外の契約に基づく業務をいいます。
【業務妨害行為】	被保険者の取引先が優越的地位を利用し、契約に基づく業務の対価の全額もしくは一部の支払を不当に履行しない強要的な行為をいいます。
【継続責任期間】	業務妨害対応費用保険契約の保険責任期間の終了時(注)を保険責任期間の開始時とする業務妨害等対応費用保険契約の保険責任期間をいいます。 (注) 保険責任期間の終了時 その業務妨害対応費用保険契約が保険責任期間の終了時前に解除されていた場合は、その解除時をいいます。
【初年度責任期間】	継続責任期間以外の業務妨害等対応費用保険契約の保険責任期間をいいます。
【コンシェル】	損保ジャパン日本興亜が指定する業務妨害行為を解決するための相談窓口をいいます。
【実費】	収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用その他弁護士が委任事務処理を行ううえで支払いの必要が生じた費用をいいます。
【訴訟費用】	調停、審判および抗告に要する費用を含みます。
【調査費用】	翻訳料、調査料等の費用をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

●告知義務(お申込み締結時における注意事項)

保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

報酬トラブル弁護士費用保険『フリーガル』へ
お申込みの際の登録事項すべて

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

(1)以下の事項に変更があった場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができないことがあります。

被保険者の住所などを変更される場合

(2)重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象となりません。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」
ナビダイヤル0570-022808<通話料有料>

<受付時間>

平日：午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。[\(http://www.sonpo.or.jp/\)](http://www.sonpo.or.jp/)

■個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲内で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)について損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。

加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

保険金をご請求いただく際の留意点

万一、保険金請求事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 以下の事項を遅滞なく書面で損保ジャパン日本興亜または取扱代理店に通知してください。
 - ・事故発生の日時、場所、事故の状況、
- 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- 上記の1.～3.のほか、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類^(※)または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力をお願いします。

(※) 損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類については、下記「事故時に必要となる書類」をご確認ください。

- 損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の手續を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。

ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ① 公的機関による捜査や調査結果の照会
- ② 専門機関による鑑定結果の照会
- ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④ 日本国外での調査
- ⑤ 事故の内容や根拠が特殊である場合

※上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

＜事故時に必要となる書類＞

NO	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および 保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票など
②	弁護士委任状	弁護士に対応を依頼した際の委任状
③	業務の契約内容が確認できる書類	以下の点が確認できる契約書、成果物の仕様書、メール等 ・報酬金額または報酬金額を決定できる項目 ・支払期日 ・成果物の要件 など

(注1) 事故の内容に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

取扱代理店	引受保険会社
損保ジャパン日本興亜保険サービス株式会社 団体職域第二部 〒163-0441 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング41階	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 北東京支店 法人支社 〒163-0520 東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル20階

※取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

※この案内は概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト (<https://www.sjnk.co.jp/>) でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)ご不明な点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。